

# 税理士の合併・分割体験記 (4)

## — 分割型吸収分割 (分割比率) —

税理士 奥田正名  
税理士 江崎一恵

分割型吸収分割の場合は、分割会社の株主に對して、分割承継会社の株式を交付します。この場合、不適切な株式割当比率により課税上弊害が生ずる場合には、株主間において無償による価値の移転があったとみなされて、多額の贈与税が発生する可能性があります。

従って、合理的な基準で新株の割当比率（以下、分割時の割当比率を分割比率と表記します。）を算定する必要があるのですが、「分割比率の算定基準」や、「相続税評価額の計算上算出される営業権」については、これまでの合併比率や営業権評価の知識では対応し切れませんでした。

分割比率は合併比率と同様に、相対取引としての企業の適正な交換価値を算定するという目的と、税務上問題のない評価額である、という2つの側面から考えることになると考えられます。税務の取り扱いについては、みなし配当課税・

分割法人の移転資産に対する譲渡益課税のように、非適格の場合にのみ課税される場合と、株主における株式の譲渡損益課税のように、法人税法上適格か非適格かに関係なく、交付金銭等の有無によるものがあります。そして、適格合併（分割）であっても、当事会社の株主間において、価値の移転すなわち経済的利益の供与の問題が生じてきます。

税制適格であれば、法人税・所得税課税は行われないうことなので、実務家としては、合併・分割の適格性以上に、個人間の贈与課税に注意を払うことになると思われますが、「包括的否認規定と贈与税」については理解しにくいところです。分割型分割の考え方や税務の取扱いは、合併と共通する面が多いため、今後の合併事案にも役立つと考えて、分割型分割について一通り勉強し直してみました。

### I 分割型吸収分割の分割比率

#### 1. 吸収分割の場合は基本的に時価純資産価値ベース

分割交付比率は、「分割会社の分割部分の価値を分割会社の発行済株数で除した価値」を「分割承継会社の1株当りの価値」で除して計算します。評価方法については、以下のような解説書を参考にしました。

「合併・吸収分割等においては、『割当率』については、2以上の会社の株式の相対的評価によ

り、適正な交付比率を決定することになります。合併を例にとれば、消滅会社と合併会社を、原則として同一の株式評価方法で算定するならば、結果として贈与税は課税されないと考えられます。ただし吸収分割においては、分割会社における分割部分は、類似業種比準方式を採用しようとしても、直前期末の類似業種比準価値の分割部分が確定しないので、純資産価値方式しか採用することができないものと思われます。以

上により吸収分割の分割比率は、基本的に時価純資産価値ベースで決定されることになります。」

### 2. 分割比率の算定方法

上記の、「類似業種比準方式を採用しようとしても、純資産価値方式しか採用することができない」という解説は、実務的にも疑問の余地がなく、また、合併比率についても、「時価ベースの純資産価値の比較により算出すれば無難である」という意見を耳にしていたので、時価純資産価値方式を採用することにしました。

しかし、承継会社乙社株式の、1株当たりの類似業種比準価値は約400円、(相評)純資産価値

は約18,000円、(時価)純資産価値は約72,000円となっています。分割比率の違いによって、分割後のオーナー親族内部（父と子）の乙社株式の所有割合が異なってきますので、時価純資産価値のみで評価することが、課税上問題ないかどうか再考する必要性を感じました。

また、分割承継会社の株式の価値と分割会社の分割部分の価値を、どのような方法で求めるかは、適正価値たる評価方法の選択であるということと考えたとき、分割部分を純資産価値方式でしか算定できない、あるいは、無難であるという理由で、承継会社乙社の株価も時価純資産価値で評価することも疑問でしたので、合併（分割）比率について詳しく調べてみました。

### II 株価鑑定書と税務上の時価

分割比率・合併比率については、「相対取引としての株価鑑定（個別評価）」と「税務上問題がない株式評価」の2つの側面から考えることになるのですが、税務上の時価が評価会社の適正価値を正確に反映しているかどうかがよく議論の上のところ。これに関しては、「企業再編の税務（武田昌輔他）」の次の記述が参考になると思われます。

が重要になることが特徴である。純資産方式、収益還元価値法、DCF法、類似業種（会社）比準方式などの評価方法があるが、適正な鑑定評価とは、やはり評価事案に適合した加重平均法の採用にあるといえる。」

### 2. 税法における評価と適正時価

「現実問題として、税務上の評価額によらず、個別評価方法により『株式鑑定書』を作り、それに基づいて株式売買を行なったときに、税務当局が税務否認を行なって課税問題が生じないかという大きな問題がある。

しかし、他人同士の租税回避目的などのない純粋な商取引としての株式の売買であれば、選択した評価方式が、税務上の評価額と一致していなくても、なんら問題ないと考えられる。また、関係会社間の売買や、親族でも兄弟や従兄弟といった間柄での売買であっても、それが正当な経済的行為であり、租税回避行為でなければ、税務上も容認されるものであり、合理的な

### 1. 合併・分割などの比率の算定

「合併・分割等という企業再編には、かならず株主等の有する旧株に対して、合併・分割等による新株の交付をどのように行なうか、すなわち、旧株に対する新株の交付比率をどうするのかの問題がある。合併・分割等には、利害の反する当事会社・当事会社株主等が存在するわけであるから、税務上の問題ということだけでなく、本来、これら関係者に納得してもらおうための証明づくりと考えているからである。

この比率算定は、本来、当事会社の適正価値を測定することであるが、株式の多面性の評価

説明ができれば課税問題は回避し得ると考える。  
従って、合併・分割等の企業再編における比率の算定にあつては、税務上の評価額とは別の、適正価値たる評価方法の選定になるはずである。

### Ⅲ 法人税基本通達における時価

このように、経済的行為としての株式の時価算定に当っては、必ずしも税務上の評価額に一致させる必要はないと思われるのですが、適正時価として算定した評価額が、税務上も問題ないものである方が望ましいことはいうまでもありません。そこで本件について、企業の適正価値と税務上問題のない評価額という観点から、法人税基本通達を見直してみました。

#### 1. 法基通9-1-13における時価

法基通9-1-13(4)は、発行人の事業年度末における1株当たりの純資産価値等を参照して通常取引されると認められる価値を期末時価としています。これが「理論上の適正時価」であり、法基通9-1-14は「税務上認められる時価」と考えられます。

#### 2. 法基通9-1-14における時価

- (1) 逐条解説には次のように書かれています。
- i) 株式の時価の算定方法については、理論的には色々の考え方があり得るが、株式というものの性格上、その価格形成には、きわめて複雑な要素が絡み合うため、実際問題としてすべての場合に適合する方式を一律に定めることはきわめて困難である。
  - ii) 一方、相続税又は贈与税における財産評価については、財産評価基本通達が定められており、その中で取引相場のない株式の評価方式が定められている。むしろここで

そもそも、企業再編における比率は、当事会社を同一の評価方法により算出するものであり、税務上の個別会社の事情による評価方法が選択できるはずがないからである。」

定められている評価方法は、相続又は贈与というきわめて特殊な環境における、いわば静的な財産評価に関する取扱いであるから、法人税のように経済取引を前提とした、いわば動的な財産評価にそのまま適合するかどうかについては疑問なしとはしない。

iii) そこで、本通達においては、いわば一つの割り切りとして、法人が、非上場株式の評価損の計上に際し、財基通に定める評価方式の例によってその期末時価を算定しているときは、法人税法上も、原則としてこれを認める旨が明らかにされている。非上場株式の売買を行う場合の適正取引価値の判定に当たっても、準用されることになろう。

(2) このように、法基通9-1-14による株式評価(類似業種比準方式の採用)は、「いわば一つの割り切りとして」、非上場株式の売買等において税務上認められる評価方法であるといえますが、企業の適正価値を評価する方法としては、いささか疑問の余地があります。

本件の場合においても、仮に類似業種比準方式を採用することが可能であったとしても、その方法が、分割比率の算定方法として適切であるかどうかの検証を改めて行う必要があると考えます。

#### 3. 類似業種比準方式を採用することの可否

(1) 「類似業種比準方式」とは、上場会社の事業内容を基として定められている「類似業種比準価値計算上の業種目」のうち、評価会社の

事業内容と類似するものを選択し、その類似業種と評価会社の1株当たりの「配当金額」、「利益金額」及び「純資産価値(簿価)」の3要素を基とした比準割合を求め、その類似業種の平均株価に比準して評価する方式です。

これに対し、「分割交付比率」を算定する意義は、2以上の会社の株式の相対的評価により、会社間の株式の交付価値を算定することにあります。

類似業種比準方式は、上記3つの比準要素を同業他社と比較することによって、評価会社の株式の相続税評価額を算定する方法であることから、「税務上の個別会社の事情による評価方法」ということができますが、「合併・分割等の企業再編における比率の算定にあつては、税務上の評価額とは別の、適正価値たる評価方法の選定を行うことになるはず」です。

(2) 本件の場合、承継会社乙社の類似業種目は不動産業に該当し、分割会社甲社は小売業を営んでいます。乙社株式については、不動産

業を営む上場会社の平均株価と比較することによって比準価値を算定し、甲社株式については、他の小売業を営む上場会社の平均株価と比較することによって比準価値を算定することになります。

両社の株価算定上の業種目と同じ業種目の、同業他社との比較によって株価評価を行うわけですが、異なる業種の比準価値を求めてこれを比較することは、同一の基準によって両社の株式の交換比率を求めているとは言い難い場合があると思われま

す。また、比準要素のひとつである「配当」についていえば、たまたま直前期だけ配当を行わなかった場合、株価に影響してきます。評価会社の個別の株価計算の問題であれば構わないと言えるのかもしれませんが、会社間の株式交付比率に影響することは疑問です。また、もう一つの比準要素の「(簿価)純資産価値」は、評価会社の保有する資産の含み益を適確に反映していないという問題があります。

### Ⅳ 本件の場合「時価純資産方式」が妥当であるとする理由

#### 1. 株式の売買価格としてみ互に納得がいく評価方法

「純資産方式は、会社の正味財産で株式を評価しますので、無形の財産が計上されない場合が多く、企業評価(株式評価)という点では、会社全体を一つの組織体として評価していない」という指摘があります。しかし、株式の交換比率の算定を目的とする場合には、会社の財産を一定時点で評価する静的な財産評価、すなわち純資産方式による比較は、合理的な方法のひとつであると言えます。

#### 2. 資産の大部分が不動産である場合や客観的な交換価値を重視する場合

本件の場合、承継会社乙社の所有資産の殆ど

が関連会社株式(甲社株式・丙社株式)であることから、乙社の(同業他社と比較した)類似業種比準価値を、株式交換価値の算定基準として考慮することは、合理的ではないように思います。また、丙社の所有資産の殆どが土地・建物等であることから、(乙社が所有する)丙社株の評価も、時価純資産価値を採用する方が、より適正な時価を反映することになると考えます。

分割会社から移転する経理部門についても、移転する資産の純資産価値以上の価値を算定することは難しく、仮に可能であったとしても、「同じ時期の時価純資産価値で企業価値を比較する方法」以上に、適正な分割比率の算定方法となり得るとは限らないような気がします。

## V 合併・分割の税務の取扱い

合併・分割型分割においては、被合併法人・分割法人の資産等が合併法人・分割承継法人に転移し、その対価として合併法人・分割承継法人の株式が交付されるのですが、この交付株式は、いったん被合併法人・分割法人に交付され、そこからさらに被合併法人・分割法人の株主に交付されると解釈されています。これらの課税関係を纏めると次のようになります。(法法62、法法62の2、法法2条17号ニ、ホ)

### (1) 法人における移転資産等の譲渡損益

**〔原則〕** 合併又は分割による資産等の移転は、時価による資産等の譲渡とし、譲渡損益が計上されます。

**〔特例〕** 適格組織再編成に該当するときは、移転資産をその帳簿価額で引き継ぎ、譲渡損益の計上を繰り延べます。

### (2) 株主における株式の譲渡損益

**〔金銭等の交付がある場合〕**

被合併法人・分割法人の株主が、株式以外の資産の交付を受けた場合は、旧株の時価による譲渡を行ったものとして譲渡損益を計上します。

**〔金銭等の交付がない場合〕**

被合併法人・分割法人の株主が、株式以外の資産の交付を受けなかった場合には、旧株の時価による譲渡を行ったものとして、譲渡損益の計上を繰り延べます。(法法61の2③、措置法37条の10④)

**〔考え方〕**

合併又は分割型分割により、被合併法人等の株主は株式の交付を受けますが、これは旧株と新株の交換といえます。法人税法上、適格か非適格に関係なく、金銭等の交付がなければ、株式の譲渡損益は繰り延べられます。金銭等の交付があった場合は、実質的に投資が継続しなかったものとして、

すべて交換利益は実現したものと取り扱われ、譲渡損益が計上されます。(注1)

### (3) 株主に対するみなし配当課税

**〔税制適格の場合〕**

適格合併、適格分割型分割の場合、みなし配当は生じません。

**〔みなし配当課税が行われる場合〕**

被合併法人・分割法人の利益を原資とする部分(利益積立金)が、合併法人・分割承継法人の資本金及び資本積立金に組み入れられる場合、法人税法ではその資本組入部分をいったん株主に配当として分配し、その分配部分を再び株主から出資を受けたものとみなします。

**〔考え方〕**

適格合併(適格分割型分割)の場合は、被合併法人(分割法人)の利益積立金が合併法人(分割承継法人)に引き継がれるため、株主に対する留保利益の移転はなく、みなし配当は生じません。非適格合併(非適格分割型分割)の場合は、利益積立金が株主に移転したものと、みなし配当が生じることになります。

### ■個人株主に対する所得税課税について纏めると次のようになります。

合併・分割などの企業組織再編成は、法人税法にとって、異なった法人間における資産等の移転であると考えられています。この資産等の移転の対価として株式の交付が行われるのですが、合併や分割型分割においては、移転元の法人ではなく、移転元の法人の株主に対して株式が交付されます。これは、株主がこれまで所有していた移転元の法人の株式が、移転先の法人の株式に置き換えられたことを意味します。このときにどのような価値の

移転と実現が行われたかという点を捉えたのが、企業組織再編成における株主に対する課税の取扱いです。これは株式の所有に基づく価値の実現であることから、みなし配当か

株式譲渡損益として認識されることになりません(注2)。

前述したとおり、適格合併・適格分割型分割の場合には、みなし配当は生じません。

## VI 株主に対する贈与税課税について

### 1. 株主間の価値の移動

贈与税について調べてみると、「分割当事会社が利害を共通する同族会社どうしの場合には、不合理な分割比率により、結果として、同族関係者間に価値の移転が行われることがあり得る。例えば、吸収分割においては合併と同様な問題が生じ得る」という解説がありました。

「合併と同様な問題」とは、同書によれば、「同族会社間の不合理な合併でかつ、合併後の株主構成が合併前と変動をきたす合併においては、株主間の贈与税の問題が生じる」というものです。

従って、合併比率も適正で合理的な合併であること、あるいは、合併法人の合併前の株主構成と合併後のそれとが全く同一となる合併であれば、この贈与の問題は生じないこととなります。(注3)

### 2. 相法9条の趣旨

相法9条は、法律的に贈与により取得した財産でなくても、実質的に贈与を受けたのと同様の経済的利益を享受している事実がある場合に贈与税を課すこととしている規定であり、広範で包括的な課税規定と解されています。この経済的利益についての明確な規定はありませんが、「利益を受けた」とは、利益を受けた者の財産の増加又は債務の減少があった場合等をいいます(相基通9-1)。

合併・分割に関しては直接的な規定はないのですが、上記の趣旨からすれば同様な贈与の間

題が生ずるものと思われます。

### 3. 相法64条(同族会社の行為又は計算の否認等)

#### ■同族会社の行為又は計算の否認

相法9条の適用を受けて贈与等とみなされる例として、相基通9-2(株式又は出資の価額が増加した場合)、相基通9-4(同族会社の新株引受権)のような場合がありますが、同族会社の場合に限って、このみならず贈与の取扱いをすることとしているのは、同族会社の行為計算を否認することができるものといえます(相続税法基本通達逐条解説)。

#### ■包括的否認規定

租税回避行為に対する包括否認の規定については、法人税、所得税、相続税、贈与税などに同じような条文ができましたが、主税局が第一に意図していたのは、法人税の効果よりは、相続税・贈与税の効果だと思われます。「企業組織と租税法」商事法務 No.252

### 4. 本件に相法64条が適用される可能性

本件の場合、会社分割後の相続税評価額が大幅に減少しますので、分割型吸収分割を採用することに、節税目的以外の経済的合理性が無い場合は、「相続税の負担を不当に減少する結果となる」ということになりかねません。すなわち、「納税者が採用した外形上の法形式が租税負担の軽減という目的を捨象すると、合理的経済人と



分割前の乙社株式の保有割合が、父90%子10%の場合の乙社の株主構成  
(分割比率が1.39の場合)

(単位:株)

株主	甲社株	乙社株				
		分割前持株数	分割前持株割合	新株割当	分割後持株数	分割後持株割合
父	25,000	90,000	90%	34,750	124,750	68%
子	25,000	10,000	10%	34,750	44,750	24%
丙社	10,000	0	0%	13,900	13,900	8%
乙社	40,000	0	0%	—	0	0%
合計	100,000	100,000	100%	83,400	183,400	100%

して経済的合理性を欠く行為である場合」に該当する危険性です。

さらに、上記の図で示すように、分割前と後ではオーナー親族内部(父と子)の持株割合が違ってきます。言い換えれば父から子へ株式の無償移転が行われたことになり、子に贈与税が課される可能性があります。当事務所が適正な分割比率を算定したつもりでも、これが不適切とみなされた場合には株主に不測の損害を与える可能性も否定できません。この点も(株主に株式を交付する)分割型吸収分割に消極的になった理由です。

「営業権」については次号で触れたいと思います。

◆参考資料

武田昌輔他「企業再編の税務」第一法規  
渡邊定義・森若代志雄「財産評価実務上の重点

事項」国税速報第5528号

中野百々造「合併・分割の税務」税務経理協会

(注1)「組織再編成の税務」日税研論集 VOL.51

(注2)田中義幸「企業組織再編の会計処理と税務申告/株主に対する取扱い」税務弘報

2001.8

(注3)寺西尚人他「会社税務マニュアルシリーズ3 合併・分割」ぎょうせい

**奥田正名** (おくだまさな)  
平成9年3月税理士登録  
平成10年3月社会保険労務士登録  
平成10年6月奥田税務会計事務所開設

**江崎一恵** (えざきかずえ)  
昭和61年税理士登録  
平成14年江崎一恵税理士事務所開設  
【著書(共著)】  
「国税裁判例実務活用マニュアル」(ぎょうせい)  
「民事再生法と税理士の実務」(税務研究会出版局)

最新! the Legislative Council  
法制審議会情報

会社法部会、要綱案(第三次案)を審議

法制審議会会社法(現代化関係)部会では、10月13日、会合を開催し、会社法制の現代化に関する要綱案(第三次案)が事務局より示され、審議を行った。また、席上、これまでの予定では、10月27日の審議で、部会としての要綱案がとりまとめられることとされていたが、作業の遅れから、11月17日の会社法部会まで、とりまとめが延期される旨の説明もあった。

現行法上、新株予約権を発行している場合に授權株式を増加する場合には、当該新株予約権の行使に備えて留保している数を踏まえて、授權株式を決めなければならないとされているが、その留保分を除くことができるという提案がなされた。これに対しては、そのようなことを認めると、発行株式を株主のコントロール下に置くという授權株式の趣旨が潜脱されるという意見が出され、見送られることとなった。

有限会社法の存置

これまでの議論では、既存の有限会社については、経過措置として新しく創設される会社法(仮称)の中に経過措置を設け、その規定に規律されることとされていたが、有限会社法を存置することが提案された。これに対して、それでは未来永劫有限会社法が残ることとなるとの意見も出されたが、有限会社法を存置することとなった。



合同会社における会計監査人

大規模な合同会社については会計監査人を置いてはどうかという提案が、前回の会合でなされた。しかし、計算書類の確定に絡まない監査手続を新たに商法に盛り込むのは疑問である、合同会社の場合には、負債基準のみになるが、それは望ましくないという理由で、見送られた。

監査役会・監査委員会の書面決議の容認

取締役会については、書面決議が認められることが決定しているが、監査役会・監査委員会についても、書面決議を認めてはどうかという提案がなされた。これに対しては、取締役会については、業務執行の定期報告を行う取締役会については、書面決議は認めない方向だが、監査役会・監査委員会には、そうした歯止めがないので、認められないという意見が出され、さらに検討されることとなった。

単元のくり直しの手続

株式分割と同時に、単元のくり直しを行い、その結果、株主の議決権が減少しない場合には、取締役会決議だけでこれらの手続を行えるとする提案がなされ、了承された。これは、端株制度を廃止するに伴い、端株を単元未満株に以降する際には、一旦株式分割を行い、端株を1株にした上で、従前の1株に当たる数を1単元とする措置を、取締役会決議だけで行わせようとするものである。ただし、株主に不利益を与えるものではないため、経過措置としてではなく、一般的な措置として認められた。

新株予約権と授權株式との関係